

○狛江市公共下水道汚水ますの設置及び管理に関する要綱

昭和53年7月1日要綱第4号

改正

平成9年1月10日要綱第1号

平成15年9月30日要綱第77号

平成31年3月29日要綱第32号

狛江市公共下水道汚水ますの設置及び管理に関する要綱

第1条 この要綱は、狛江市公共下水道に接続する汚水ますの設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 汚水ますの設置は、次の各号の基準により施工する。

- (1) 一宅地に1個とする。ただし、同一敷地内に2棟以上の建築物があり、市が特に認めた場合はこの限りでない。
- (2) 設置の場所は、原則として宅地内とし、道路境界（現況に基づく）から1メートルの範囲内とする。
- (3) 汚水ますを設置する場所に地下埋設物等があり、支障となる場合は、その障害物を移設する費用は個人の負担とする。
- (4) 汚水ますの深さは、原則として敷地面から管底まで85センチメートルとする。
- (5) 下水道本管への接続については、狛江市下水道工事標準仕様書によるものとする。

2 狛江市下水道条例（昭和46年条例第51号）第16条の規定に基づき設置される汚水ますについても、前項の規定を準用するものとする。

第3条 汚水ますの設置は、狛江市が行う。ただし、次の各号の一に該当するものにあつては、この限りでない。

- (1) 供用開始の告示がなされた後に、下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項の規定に基づき排水設備を施工するとき。

(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として、新たに位置の指定を受けたとき。

(3) 当該建築物に係る土地の下水道事業受益者負担金の滞納があるとき。

(4) 狛江市まちづくり条例（平成15年条例第12号）第33条の適用を受けるとき。

第4条 前条ただし書の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者にあつては、前条第1号及び第2号の規定を適用しない。

(1) 当該土地の下水道事業受益者負担金を賦課されたときから所有している者（以下「賦課時所有者」という。）が自己の居住用又は事業用として直接使用するとき。

(2) 賦課時所有者から相続又は贈与を受け、その者が自己の居住用又は事業用として直接使用するとき。

(3) 賦課時所有者の2親等以内の親族が賦課時所有者から土地の貸与を受け、その者が自己の居住用又は事業用として直接使用するとき。

第5条 汚水ますの管理は、市が行う。ただし、第2条の規定に基づき個人が設置した汚水ますについては、所有者の申請に基づき市が管理する。

第6条 この要綱の定めのない事項については、その都度、市長が決定する。

付 則

この要綱は、昭和53年7月1日から実施する。

付 則（平成9年1月10日要綱第1号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成8年7月1日から適用する。

付 則（平成15年9月30日要綱第77号）

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

付 則（平成31年3月29日要綱第32号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。